

2007年3月27日

東京海上日動火災保険株式会社
取締役社長 石原邦夫殿

全国金融労働組合共闘会議
議長 吉田有秀

東京金融労働組合共闘会議
議長 鈴木正二郎

要 請 書

3月26日、東京地方裁判所は、貴社が強行する契約係従業員制度廃止を違法・無効と断罪した。原告46名全員が、今後も、金融労働者として働くことができると断じた判決を、私たちは心から歓迎している。

貴社は、損保業界トップカンパニーとして、磐石の経営基盤を有し、他社を凌駕する保険料収入を毎年あげている。赤字ともまったく無縁の会社が、もっと儲けるためにと、労働者の雇用に手をかけることは断じて認められるものではない。いま、金融は、あらゆる業態がグローバル競争に投げ込まれ、激しい「合理化」効率化の嵐が続いている。その中でも、貴社の攻撃は、儲けるためには労働者に何をしてもよいという、極めて露骨・悪質なものであり、これが許されれば、金融労働者全体に重大な影響が及ぼされる。ましてや、金融全体で、法令遵守が厳しく求められているいま、判決や法律を無視し、このような横暴を続けることは、到底、容認できない。

私たちは、貴社の態度を糾弾するとともに、控訴をせず、ただちに判決に従い、契約係従業員制度廃止を断念するよう要請する。貴社が判決を無視し、違法な攻撃にこだわる限り、私たちは、全面的にたたかいを支援する。

以 上